

■ 20トレ約款

本書面の内容を十分にお読みください。

第1条 (契約の成立)

- 20トレへの入会申込者および、その保護者(以下「甲」という。)は、20トレを運営する下記の株式会社リカケン(以下「乙」という。)に対し、20トレのシステム(約款及び関連するお知らせ)の内容に同意の上、受講申込フォームに必要事項を入力して、乙に申込を行います。

記	
名 称	株式会社リカケン
住 所	愛知県一宮市本町三丁目 10-15 三栄本町ビル 5F
電 話	080-7249-4177
代表取締役	丹羽 将司

- 甲の申込に対し、乙がこれを承諾した場合に、20トレの入会契約(以下「本契約」という)が成立するものとします。
- 本契約の成立の証として、乙は甲に対し受講申込情報を厳重に保管し、甲が希望する場合は速やかに公開するものとします。

第2条 (役務の内容)

- 幼児、小学生、中学生を対象にし、学習指導サービスを提供いたします。学習指導サービスの詳細につきましてはホームページをご参照ください。
- 一斉指導、または個別指導の形態で学習指導サービスを提供いたします。
- 役務を提供する時間につきましては、募集要項をご参照ください。

第3条 (役務の対価および支払、用語の定義)

- 甲は、乙に対して、募集要項に定められた金額の合計額および方法により、学習指導サービスの対価を支払うものとします。
- 役務の対価における各用語の定義は以下の通りといたします。各用語につきましては募集要項をご参照ください。

受講料	授業料と教材費を合計した費用
初期費用	受講料に、入会費、諸経費等を合計した費用

第3条 (費用等の扱いについて)

- 受講料は、原則として当月分を当月 2 日に口座振替の方法により納入していただくものとします。但し、口座振替の手続きが完了していない場合、乙の指定する口座への振込、または現金にて納入していただくものとします。また、口座への振込の場合、振込手数料は甲の負担によるものとします。
- 初期費用は本契約成立後、乙が発行する明細書に記載した期日までに、乙の指定する口座への振込にて納入していただくものとします。また、振込手数料は甲の負担によるものとします。

第4条 (契約の成立日)

- 本契約の成立日は、乙が甲から受講申込をメールまたはフォームにて受領した日とします。
- 何らかの事情によりメールまたはフォームを受領できず具体的な契約日が特定できない場合は、甲が初回の授業を受けた日を契約日とみなします。

第5条 (学習指導サービスの実施場所)

乙は、本約款記載の場所において学習指導を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、他の場所に移動することがあります。

第6条 (学習指導サービスの期間と契約期間)

学習指導サービスの期間及び本契約の契約期間は、甲又は乙による書面による別段の意思表示のない限り、本契約の成立日から乙が定めた 2025 年度カレンダーにおける学習指導サービス実施最終日までとします。

第7条 (関連商品)

関連商品は、キット、材料、テキスト等になります。甲は、希望する学習サービスを受講するにあたり、必要な商品を購入するものとします。

第8条 (クーリングオフ)

- 甲は、契約成立日から起算して 8 日間(但し、本契約を締結するにあたり乙が甲に対しクーリングオフが行使できないものと説明して誤信させたこと又はクーリングオフを行使しないように、圧力をかけて困惑させたことにより甲がクーリングオフを行使しなかった場合は、甲が乙から改めてクーリングオフができる旨を記載した書面を受領した日から起算して 8 日間とします。)は書面によって本契約を解除(以下「クーリングオフ」という。)することができます。この場合において、前条に規定する教材の購入契約も同様にクーリングオフすることができます。
- 前項の本契約及び教材の購入契約のクーリングオフは、甲が乙に対して当該契約をクーリングオフする旨を記載した書面を発信した時に効力を生ずるものとします。
- 第1項による本契約及び教材の購入契約のクーリングオフがあった場合には、乙は甲に対し、当該契約のクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することにはせず、教材の返還又は引き取りに要する費用も請求いたしません。また、既に本契約に基づき役務が提供されたときにおいても、乙は甲に対し、本契約に係る役務の対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- 第1項による本契約のクーリングオフがあった場合において、本契約に関連して乙が甲から金銭を受領しているときは、乙は甲に対して速やかに当該金銭を返還するものといたします。

第9条 (中途解約および返金)

- 甲は、第8条第1項に定める期間の経過後、乙に対して書面によって通知することにより、本契約を将来に向かって解約(以下「中途解約」という)することができます。
- 中途解約は、解約を希望する月の前月 10 日までに乙に対して通知するものとします。前月 11 日以降に通知の場合、解約を希望する月の翌月末退会になります。
- 本契約の中途解約があった場合には、乙は甲に対し、以下各場合に応じた金額及びこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額の範囲内において返金をいたします。
 - 当該中途解約が本契約に基づく学習指導サービスの提供開始前である場合
納入済の金額から、通常要する費用として 11,000 円(税別)を差し引いた金額を返金
 - 当該中途解約が本契約に基づく学習指導サービスの提供開始後である場合
乙が甲に対して提供する学習指導サービスの月単位費用に 20,000 円(税別)または月単位費用のいずれか低い金額を差し引いた金額
 - 返金が発生する場合、手数料 500 円(税別)が別途必要になります。

第10条 (休会)

1. 甲は、2 ヶ月以上、学習指導サービスを受講することができない場合に限り、乙に対して通知することにより、休会が可能になります。なお、乙が認めた場合は1 ヶ月でも可能です。
2. 休会を希望する場合、休会する月の前月15日までに、乙に対して通知をするものとします。
3. 休会の期間が3 ヶ月続く場合、自動的に中途解約となります。

第11条 (学習指導サービスの振替)

1. 学習指導サービスの振替は、以下の場合に於て実施いたします。
 - ① 振替授業は、甲の公的行事への参加、病気、冠婚葬祭による欠席が、甲の授業欠席日当日中に、理由とともに、当教室まで連絡があった場合のみ実施いたします。無連絡、私的な用事(乙ではない学習指導サービスへの参加、イベント、旅行、キャンプ等、乙が私的な用事とみなすもの)による欠席の場合、振替は実施いたしません。また、甲は、乙が要望した場合、欠席理由を証明する書類等を、乙に対して提出するものとし、提出が乙の指定する日時までに行われぬ場合、私的な用事とみなされます。
 - ② 同一週内、同一月内に複数回の学習指導サービスを行っている場合、そちらのクラスへの振替が可能です。なお、振替のご連絡は振替受講希望日の前々日までお願いいたします。前日、または当日のご連絡の場合、振替を承ることができません。
 - ③ 振替希望日のクラスが満席等の事由により、実施できない場合、乙の提案する別の日程にて学習指導サービスの振替を行います。
 - ④ ②の場合、講師が変更する場合があります。
2. 学習指導サービスの振替は、当月内に行うものとします。なお、乙が認めた場合は当月外での振替が可能です。
3. 休会期間中、未実施分の振替授業を実施することはできません。
4. 振替授業に相当する受講料・時間を実施予定の学習指導サービスに充当することはできません。
5. 振替授業(未実施分の振替含む)を兄弟姉妹、および第三者の受講生に充当することはできません。
6. 契約期間終了後、未実施分の振替授業を実施することはできません。
7. 契約期間終了時、無連絡・私的な用事に該当しない未実施の振替授業分については、その授業料から、20,000 円または月単位費用のいずれか低い金額を差し引いた授業料と教材費の合算額を返金致します。なお、諸経費は返金の対象になりません。

第12条 (休講)

1. 授業開始2時間前に名古屋地方気象台より、特別警報、または大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪警報が発令されている場合、危険防止のために学習指導サービスを休講とさせていただきます。また、発令されていない場合においても、危険が予測される場合、休講とさせていただきます場合があります。
2. 1.に相当する場合、または、自然災害発生時など教室に原因のない理由で休講となった場合は免責とし、学習指導サービスの振替および受講料の返金を行いません。
3. 講師の病欠など、乙に起因する理由で休講になった場合、第11条に基づき、学習指導サービスの振替を行います。また、振替ができない場合、未実施分の学習サービスに相当する授業料・教材費を全額返金いたします。なお、諸経費は返金の対象になりません。
4. 天災、事故、感染症、交通機関のストライキや停滞、乙の管理の及ぶところでない理由による建物の破損・破壊、講師の死亡、およびその他の事項により、学習指導サービスが提供できない場合は休講とした場合は免責とし、受講料の返金を行いません。

第13条 (損害賠償)

1. 乙の役務の遂行に起因して、甲の生命、身体を害し、又は財産を損壊したことについて法律上の損害賠償責任を負うべき場合に、乙は相応の保証を行います。
2. 通学帰宅など乙の管理下でない間に発生した事故、甲の能力または技能が向上しないことに起因する損害、乙の施設内において生じた盗難および紛失、受講生同士の争いによる損害については、一切損害賠償の責めは負いません。
3. 乙の管理下における、甲の行為に起因する偶然の事故については、法律上の損害賠償に基づき、甲およびその保証人が解決にあたるものとします。

第14条 (遵守義務)

1. 甲は、乙の定める規定、講師及び乙の職員の指示や指導を遵守するものとします。
2. 甲は、乙の運営に対して妨害となる行為、乙を誹謗中傷する行為、その他公序良俗に反する行為を行わないものとします。
3. 甲は、甲の所持品について、自己の責任において保持管理しなければならないものとします。

第15条 (乙による解除)

1. 乙は甲およびその保護者が前条1項又は2項の定めに違反して、改善を求めたにもかかわらず、改善が認められないと乙が判断した場合、乙は甲に対して学習指導サービスを停止し、契約を解除することができます。この場合、当該期間中の受講料、未実施分の学習指導サービスの受講料は返金しないものとします。
2. 乙の要求に関わらず、甲からの受講料の納入がない場合、または受講料の未納が3 ヶ月続いた場合、乙は学習指導サービスを停止し、契約を解除することができます。

第16条 (不可抗力による免責事項)

乙は戦争、暴動、自然災害、交通機関の遅延又は不通、講師の死亡・事故、疫病など不可抗力により、役務の提供、遅滞、変更、中断、もしくは廃止、その他学習指導サービスに関連して発生した申込者の損害について、一切の責任を負わないものとします。

第17条 (個人情報保護)

本契約に際し甲より乙が入手した個人情報は、乙が学習指導サービスを提供する目的にのみ使用するものとし、第三者への提供は行いません。

第18条 (紛争の解決)

1. 本規定の内容について疑義が生じた場合、その他本規定に関して争いが生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
2. 本規定に定めのない事項については、民法及び特定商取引に関する法律その他の関連諸法によるものとします。

第19条 (その他事項)

1. 役務の対価に含まれるのは、契約成立時に甲が指定する時間内における学習指導サービスのみとなり、その他の事項(学習指導サービスの時間外に、乙が好意により行うもの)は役務の対象ではありません。
2. 各種特別プログラム、イベント等で甲が制作したレポート、答案用紙、原稿等の返却は行いません。
3. 学習指導サービスを提供する場所での遺失物は、1 ヶ月間保管し、所有者が判明しない、または所有者からの申し出がない場合、廃棄処分いたします。
4. 乙が入会約款を変更する場合は、甲に対して書面にて通知いたします。
5. 本規約は、本契約の成立日から施行いたします。